

「中原中也生誕120年」ロゴマークの使用に関する規程

（趣旨）

1. この規程は、中原中也生誕120年を記念し、中原中也記念館が作成したロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークの使用目的）

2. ロゴマークは、中原中也生誕120年を広く周知するとともに、中原中也の詩業や生涯への関心を高め、これに関連する行事や催しが多様な主体によって展開されることを目的とする。

（使用の基準）

3. ロゴマークは、個人・団体・事業者・営利・非営利の別を問わず使用することができるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- （1） 中原中也の品位や信用を傷つけ、又はイメージを損なう場合
- （2） 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用をおそれがある場合
- （3） 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているかのような誤解を与えるおそれがある場合
- （4） 暴力団、暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者が使用しようとする場合
- （5） 法令又は公序良俗に反する場合
- （6） その他、使用が不適当と認める場合

（使用の申請）

4. ロゴマークを使用しようとする個人、団体又は事業者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ中原中也記念館に書面又は電子申請により使用申請書（別記様式に定める事項）を提出しなければならない。

（ロゴマークの使用）

5. ロゴマークの使用は、別に定める「「中原中也生誕120年」ロゴマーク使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」という。）によるものとする。

（遵守事項）

6. 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1） 使用マニュアルに則ること。ただし、中原中也記念館が認めた場合は、この限りではない。
 - （2） 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと。
 - （3） ロゴマークに関する知的財産権及び、中原中也記念館が提供したロゴデザインに係る素材又は制作物を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(改善指導及び使用差し止め)

7. 中原中也記念館は、ロゴマークの使用が本規程に反すると認められるときは、使用者に対し、改善、使用中止又は差し止めを求めることができる。これにより使用者に損害が生じた場合であっても、中原中也記念館はその責めを負わないものとする。

(その他)

8. この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、中原中也記念館が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年9月1日から施行する。